



再エネ海域利用法における撤去に係る事項

環境省

令和3年7月12日

着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会（第1回）

再エネ海域利用法に基づく公募占用指針・公募占用計画について

- **海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）**に基づき、促進区域において、洋上風力発電事業を営むためには、公募に基づき選定事業者として選定されなければならない。
- 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域内海域において選定事業者を選定するために、**公募占用指針**¹⁾を定めなければならない。（再エネ海域利用法 第13条第1項）
- 選定事業者となるものは、**公募占用計画**²⁾を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。（再エネ海域利用法 第14条第1項）

1) 公募の実施及び促進区域内海域の占用に関する指針

2) その設置しようとする発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画

公募占用指針・公募占用計画における撤去に係る事項

公募占用指針

公募占用指針には、促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の**撤去に関する事項**（以下「撤去に関する事項」という。）を定めなければならない。（再エネ海域利用法 第13条第2項第12号）

公募占用計画

事業者は公募占用計画において、促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の**撤去の方法**を記載しなければならないとされている。（再エネ海域利用法 第14条第2項第12号）

公募占用指針における撤去に関する事項（着床式洋上風力発電事業において共通）①

- ※ これまでに、4か所の促進区域の公募占用指針が公表されたが、うち着床式3か所（秋田県能代市・三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、千葉県銚子市沖）の公募占用指針における「撤去に関する事項」は同じ内容となっている。

促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（一部、抜粋）

選定事業者は促進区域内海域の占有をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。

海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に当たっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること。

- i) 撤去に当たっては海洋汚染等防止法等の関係法令を遵守すること。
- ii) 本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。

ただし、施設の一部を残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合には、関係法令を遵守することとし、特に下記の事項に留意すること。

（続く）

①海洋汚染等防止法との関係

環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、**撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認める**こととする。

ただし、**撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に帰する**ものとする。

なお一部残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、海底面下 1 m 以深で切断するなど、**海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討する**こと。

②再エネ海域利用法との関係

上記①に基づき、環境大臣の許可を得て施設の一部を残置する行為は、再エネ海域利用法第12条における禁止行為には該当しない。

また、当該行為は、再エネ海域利用法第10条第1項における国土交通大臣の許可を要しない（施設として残置する場合は除く）。